

令和6年度 第6回 浜松市中央区協議会西地域分科会

日時:令和6年10月2日(水)

午後1時30分 ~ 3時(予定)

会場:西行政センター 3階 大会議室

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議事など

(1)【答申事項第1号】令和7年度中央区役所費(西地域分)の予算要求の概要について

☞ 資料1(P.1)

(2)【協議事項第10号】「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」(案)のパブリック・コメントの実施について ☞ 資料2(P.3)

(3)【協議事項第11号】浜松市のみちづくり計画(案)のパブリック・コメントの実施について ☞ 資料3(P.23)

(4)【協議事項第8号】令和7年度以降の区政運営方針における将来像のたたき台について ☞ 資料4(P.39)

(5)【協議事項第12号】地域力向上事業「協働センター等を核とした地域課題解決事業」の実施について ☞ 資料5(P.45)

(6)コロナ・インフルエンザ予防接種のお知らせ ☞ 資料6(P.47)

(7)地域力向上事業のお知らせ

(8)地域課題の意見交換

ア 同報無線内容が聞き取りにくい

【一覧表】2 防災・安全 - 5

イ 多発する集中豪雨災害

【一覧表】2 防災・安全 - 2

5 閉会

(案)

第 10 号様式

中 協 西 分 第 号

令和 6 年 10 月 日

(あて先) 浜松市長

中央区協議会西地域分科会

会 長 田澤 健司 印

諮問事項に対する答申について

令和 6 年 9 月 2 日付け浜市協第 74 号で中央区協議会に対して諮問のあったことについて、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 11 条第 3 項の規定に基づき審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容 別紙第 11 号様式のとおり

(案)

第 1 1 号様式

諮問事項に対する答申書

中央区協議会西地域分科会

件 名	令和 7 年度中央区役所費（西地域分）の予算要求の概要について
諮 問 内 容	令和 7 年度中央区役所費（西地域分）の予算要求の概要について
答 申	諮問の内容について審議した結果、適切であると認めます。
備 考	

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項				
件 名	「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」(案) のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	○背景 - 令和3年7月に熱海市において発生した土石流災害等を教訓として、盛土等による災害から国民の生命及び財産を守るために、宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行された。 - 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行により、都道府県、政令市及び中核市で危険な盛土等を規制する区域を指定できることとなった。 - 宅地造成及び特定盛土等規制法においては、「特定盛土等規制区域」について、条例で定めることにより、許可対象となる盛土等の規模を引き下げることができることとされた。 ○考え方 - 市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域を「宅地造成等工事規制区域」とする。 - 市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域を「特定盛土等規制区域」とする。 「特定盛土等規制区域」においては、市民の生命及び財産の保護の観点から、市内を統一的で隙間なく規制するために、許可対象となる盛土等の規模を「宅地造成等工事規制区域」と同一の規模にする。				
対象の区協議会	中、東、西、南、北地域分科会・天竜区協議会				
内 容	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の案並びに特定盛土等規制区域の許可対象となる盛土等の規模を宅地造成等工事規制区域と同一の規模にすることについて意見を伺う。なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	- 意見募集期間 ：令和6年11月20日(水) ～令和6年12月20日(金) - 市の考え方公表：令和7年3月予定 - 規制区域の指定：令和7年5月26日予定				
担当課	土地政策課	担当者	堀切 雄太	電話	457-2307

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」(案)とは

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、盛土等を行う場合には許可等の手続を要する区域として指定するものであり、特定盛土等規制区域においては条例で許可対象となる盛土等の規模を宅地造成等工事規制区域と同一の規模にするものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月20日(水)～令和6年12月20日(金)

3. 案の公表先

土地政策課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名又は団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所及び氏名又は団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	土地政策課(市役所本館6階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 土地政策課あて
③電子メール	tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3737-6815(土地政策課)

5. 寄せられた意見の内容及び市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

都市整備部土地政策課盛土対策担当(TEL 053-457-2307)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

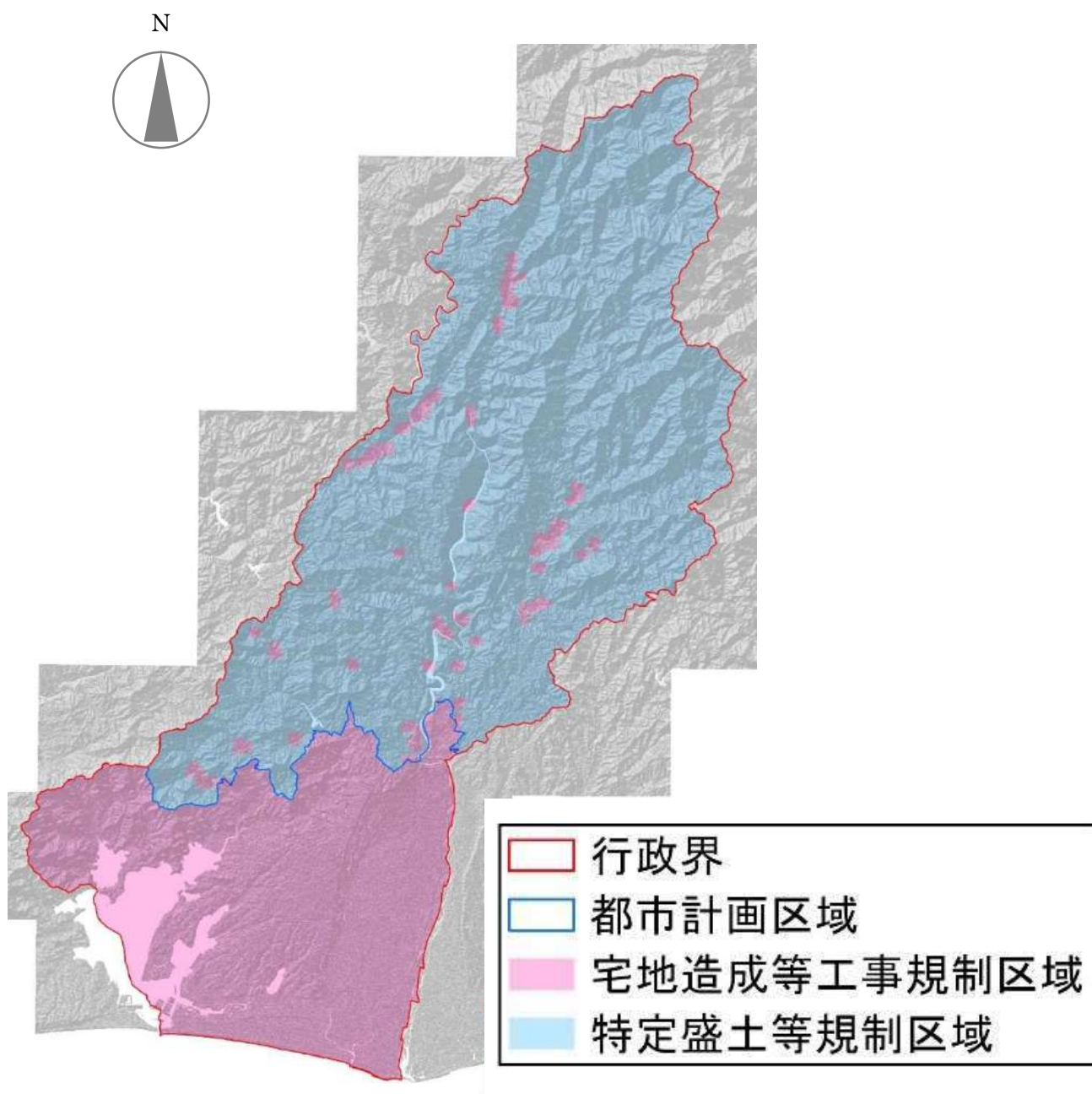
- パブリック・コメント実施案件の概要…………… P 2 ～ 3
- 「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」(案)
P 4 ～ 5
- 参考資料…………… P 6
- 意見提出様式 (参考)…………… P 7

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」（案）
趣旨・目的	「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」とは、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、一定規模の盛土等を行う場合には許可等の手続を要する区域である。 - 市は、市民の生命及び財産の保護のため、「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」を指定する。 「特定盛土等規制区域」の許可対象となる盛土等の規模を「宅地造成等工事規制区域」と同一の規模にする。
策定（見直し）に至った背景・経緯	- 令和３年７月に熱海市において発生した土石流災害等を教訓として、盛土等による災害から国民の生命及び財産を守るために、宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行された。 - 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行により、都道府県、政令市及び中核市で危険な盛土等を規制する区域を指定できることとなった。 - 宅地造成及び特定盛土等規制法においては、「特定盛土等規制区域」について、条例で定めることにより、許可対象となる盛土等の規模を引き下げることができることとされた。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	- 市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域を「宅地造成等工事規制区域」とする。 - 市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域を「特定盛土等規制区域」とする。
案のポイント （見直し事項など）	- 盛土等に伴う災害が発生するリスクがある区域は、できる限り広く規制区域に指定する。 「宅地造成等工事規制区域」は主に、都市計画区域、集落の区域とする。 「特定盛土等規制区域」は主に、集落や道路の区域に土砂の流出が想定される区域とする。 - 浜松市は全域が「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」となる。 「特定盛土等規制区域」においては、市民の生命及び財産の保護の観点から、市内を統一的で隙間なく規制するために、許可対象となる盛土等の規模を「宅地造成等工事規制区域」と同一の規模にする。
関係法令・ 上位計画など	宅地造成及び特定盛土等規制法

計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	令和6年11月～12月 案の公表・意見募集 令和7年1月～2月 案の修正、市の考え方の作成 令和7年3月 意見募集結果及び市の考え方を公表 令和7年5月 規制区域の指定
--------------------------------------	---

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」(案)



宅地造成及び特定盛土等規制法の規制内容

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することにより、一定規模の盛土等を行う場合に許可が必要となります。浜松市では、市民の生命及び財産の保護の観点から、市内を統一的で隙間なく規制するために、条例で特定盛土等規制区域の許可対象となる盛土等の規模を宅地造成等工事規制区域と同一の規模に引き下げることで、どちらの規制区域も以下の規模を許可対象とする予定です。

(1) 法律の規定

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖※を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		



(2) 条例による引下げ

許可対象となる盛土等の規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖※を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖※を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

参考資料

1 経緯・趣旨

令和3年7月に熱海市において発生した土石流災害その他全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が繰り返されることがないように、盛土等による災害から生命及び財産を守るため、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に改正されました。これに伴い、規制区域を指定することで、危険な盛土等が全国一律の基準で包括的に規制されることとなりました。

これについて、浜松市では、以下のとおり、盛土規制法第10条第1項の宅地造成等工事規制区域及び第26条第1項の特定盛土等規制区域の案を作成しました。

2 規制区域の考え方

(1) 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域をいい、規制区域（案）では主に、都市計画区域及び集落の区域となります。

(2) 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域をいい、規制区域（案）では主に、集落や道路の区域に土砂の流出が想定される区域となります。

(3) 規制区域のイメージ



3 規制区域の指定予定日

令和7年5月26日

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」(案)
意見募集期間	令和6年11月20日(水)～令和6年12月20日(金)
意見欄	

- ・※ご住所及びお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 土地政策課盛土対策担当あて
 住所 : 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2
 F A X : 053-457-2307
 E-mail : tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ・ ●ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ・ ●ページの「△△△△」については、「■■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ・ ●ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ・ ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



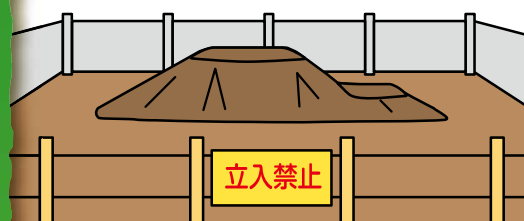
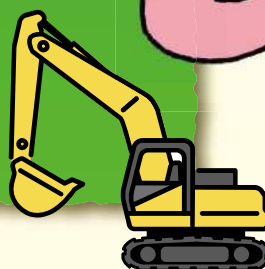
©浜松市

皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！

盛土等による災害を防ぐための、大切なお知らせ

ご存じですか？

危険な盛土等を
規制する取り組みが
始まります



盛土規制法が
(宅地造成及び特定盛土等規制法)

令和5年

5月26日に施行され、

今後、都道府県や市で規制区域の指定が進められます。

危険な盛土等※による被害が各地で発生しています!

※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、土砂の仮置きをいいます。(詳しくは3ページをご確認ください。)

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟



▶この他にも、盛土等の崩落による被害が各地で発生しています!



廃棄された土砂の崩落により
死者1名、重傷者1名
住宅被害1棟



廃棄された土砂の崩落により
軽傷者1名、県道通行止め



危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための取り組みが始まります。

新たな法律の概要

規制区域が指定されます

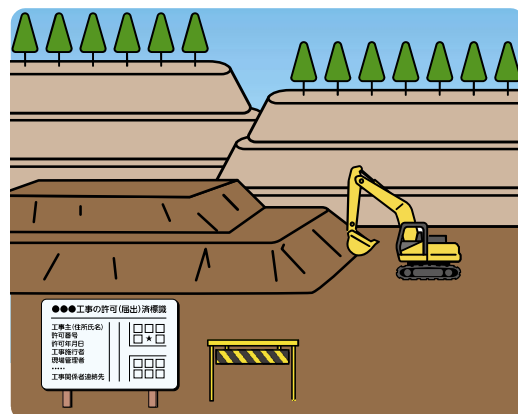
盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアは規制区域として指定されます。

安全な盛土等をつくります

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。

盛土等を安全に保つ必要があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等※が盛土等を安全に保つ責務があります。



※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。



盛土等を規制する「規制区域」が指定されます



規制区域のイメージ

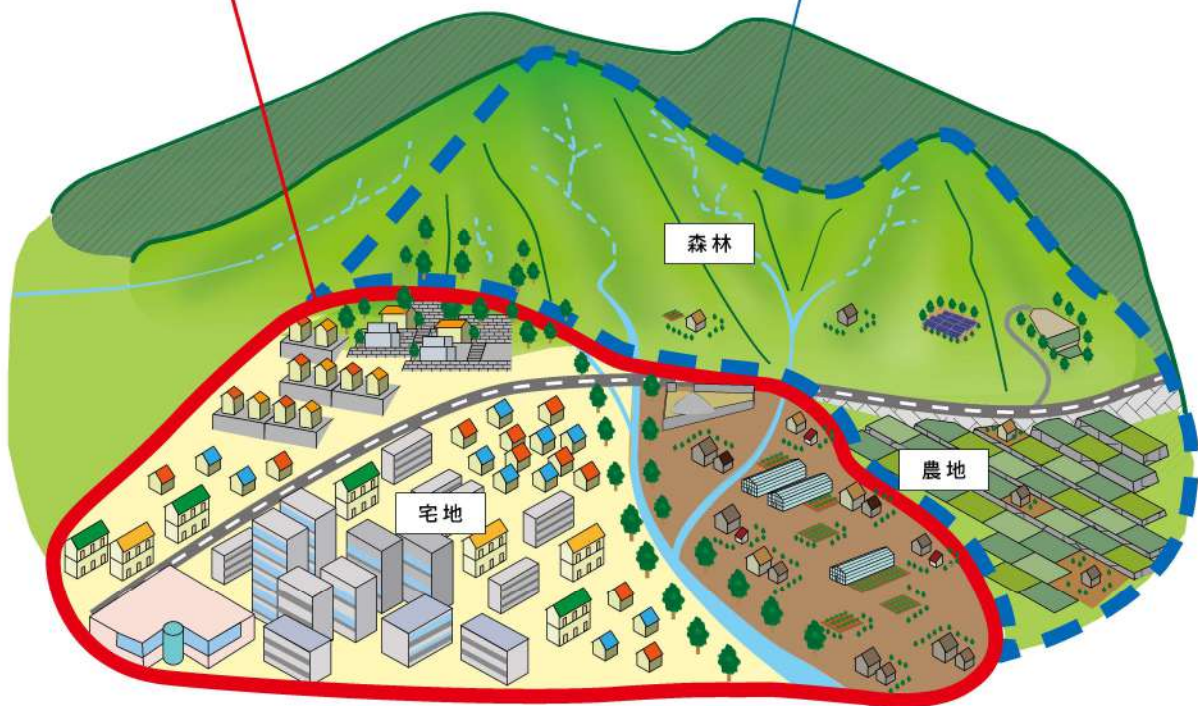
盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県や市は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



規制区域の指定について

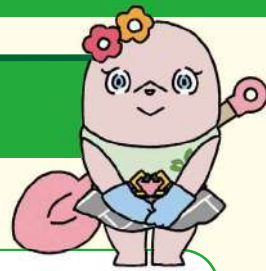
規制区域は、都道府県や市が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。規制区域が指定されると、その情報は、都道府県や市のウェブサイト等で確認することができるようになります。

規制区域の指定状況は、
都道府県や市に
ご確認ください。





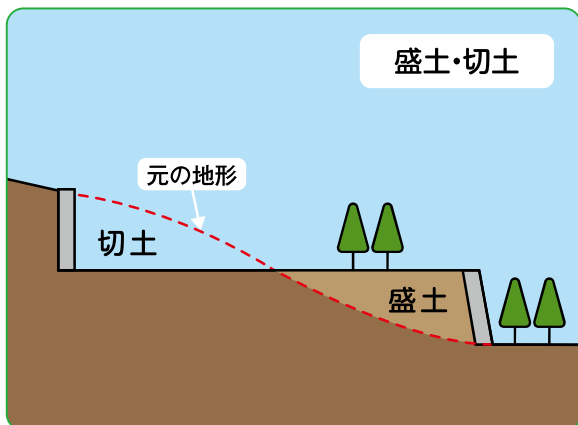
安全な盛土等をつくるために



主な規制対象

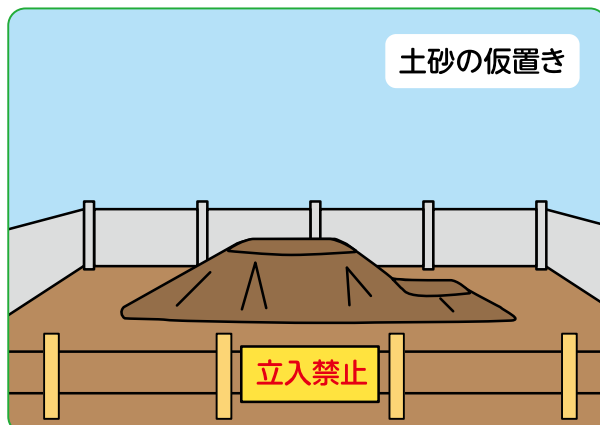
規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県や市の許可が必要となります。

許可が必要となる盛土等とは下記のような行為を指し、一定規模以上のものが規制対象となります。



例えば…

- ・宅地を造成するための盛土・切土
- ・残土処分場における盛土・切土
- ・太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

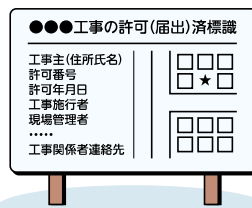


例えば…

- ・土砂のストックヤードにおける仮置き 等

規制対象となる盛土等に対する措置

規制対象となる盛土等には次の措置がとられ、**不正な盛土等を見つけやすくなります。**
標識がない等の不審な盛土等を見つけたら、最寄りの都道府県や市までお知らせください。



許可を受けた盛土等の近くには、左上のような看板が設置されます。

都道府県や
市が許可地の
一覧を公表

工事主が
周辺住民に
事前周知

工事主が
工事現場に
標識を掲示

注意

〔無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象になります〕

- 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下





安全な盛土等とするための基準が定められています



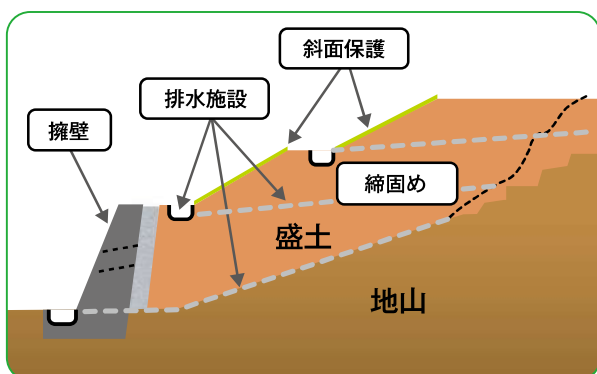
盛土等の安全基準

規制区域内で行われる盛土等の許可を受けるためには、安全基準に適合させる必要があります。

< 盛土・切土 >

安全基準の例(盛土)

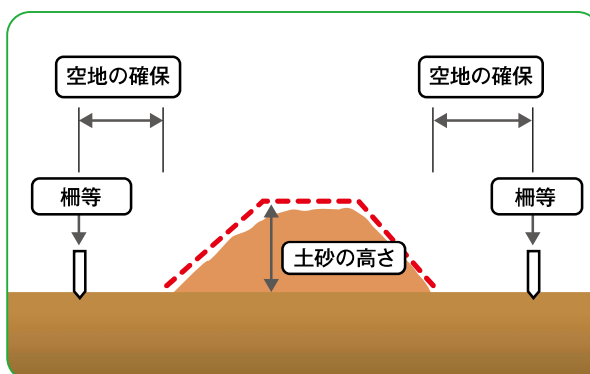
- ・盛土内に水がたまらないように排水施設を設置
- ・崩れにくくするために締固めを実施 等



< 土砂の仮置き >

安全基準の例

- ・土砂が流れないような地盤勾配
- ・周囲との安全な距離を保つために、空地を確保 等



許可申請から工事完了までの流れ

許可申請前

1

- 土地の所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知



許可申請・許可

2

- 許可基準への適合
- 許可基準

- ▶災害防止のための安全基準に適合すること
- ▶工事主が必要な資力・信用を有すること
- ▶工事施行者が必要な能力を有すること
- ▶土地の所有者等全員の同意を得ていること

- 都道府県知事等の許可

都道府県知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表



工事完了

4

- 完了検査
- 安全基準への適合について検査



工事着手

3

- 現場での標識掲出

工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨の表示

- 定期報告*

工事の施行状況について、定期的に報告

- 中間検査*

工事完了後に確認困難となる工程について検査

※一定規模以上の盛土等が対象です。





盛土等を安全な状態に保つためには維持管理が重要です



重要!! 盛土等の維持管理

- 規制区域内では、過去の盛土等も含めて、土地所有者等がその土地を安全な状態に維持する必要があります。
- 土地所有者等が認知していない盛土等であっても、周辺の安全確保のため、土地所有者等に是正命令が行われる場合もあります。
- 盛土等による災害を防止するため、自らの土地を安全に維持管理することが非常に重要です。

定期的に盛土等の状態を確認することが大切だね。



このような現象が見られる場合は注意が必要です!
所有地や身の回りの盛土等が問題ないか確認してみましょう。

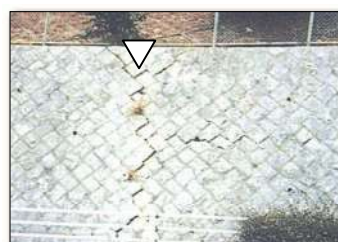
盛土の割れ



地下水の流出



擁壁の割れ



重要!! 不法な盛土等の早期発見のために

今後、都道府県や市において、航空写真等を活用して不法な盛土等が行われていないか調査が行われるなど、不法な盛土等を早期に発見する取り組みが進められます。

不審な盛土等がないか、しっかり確認します。



盛土等についての Q&A

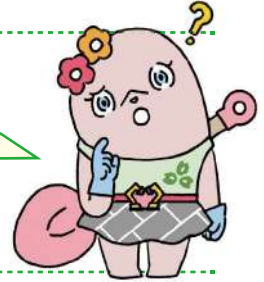


Q1 新たな法律はいつから施行されるの？

盛土規制法の施行日は、令和5年5月26日です。ただし、危険な盛土等に対する規制は、都道府県や市が規制区域を指定した後に適用されます。

Q2 規制区域の中か外かは、どうすれば分かるの？

都道府県や市のウェブサイトで確認することができます。

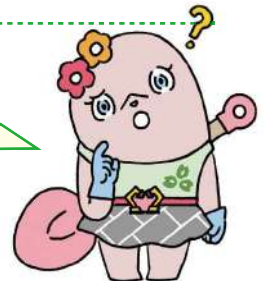


Q3 自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続きが必要なの？

盛土・切土や擁壁などの工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。一方で、規制区域内では、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意が必要です。

Q4 土地を買う時、不動産屋さんから説明があるの？

規制区域内で不動産取引を行う場合は、重要事項説明において、盛土規制法に基づく制限の内容が説明されることになります。

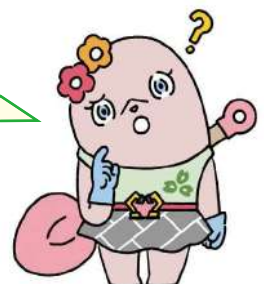


Q5 許可を受けていない盛土工事は、どのように見分けられるの？

許可された場合はウェブサイト等で公表されるほか、工事中は現場に標識の設置が必要となります。ただし、まだ規制区域が指定されていない場合や許可対象外の工事である場合もあります。

Q6 以前から近くの山中にあやしい盛土があるけど、危険なの？

盛土に割れが出ている、盛土から水が大量にしみ出している、といった現象が見られる場合は注意が必要です。まずは、都道府県や市の盛土担当部局までお知らせください。



盛土等の適正な管理で安全安心な暮らしを



土を掘るのが好きなモグラの子
“キリコちゃん”

自宅が盛土造成地に開発されたものかどうか、
調べる方法はある？

宅地を造成する場合、盛土と切土を組み合わせる手法が一般的です。このような盛土造成地のうち大規模なものについては、各地方公共団体のウェブサイトや以下のウェブサイトからマップ上で位置を確認することができます。

ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>

※「重ねるハザードマップの地図を見る」→「すべての情報から選択」→「土地の特徴・成り立ち」→「大規模盛土造成地」を選択

大規模盛土造成地においては、大規模地震時に崖崩れや土砂の流出による被害が発生したケースもあり、ご自宅が大規模盛土造成地の上にある場合は、5ページのような擁壁の割れなどが生じていないかなど、盛土等に問題がないか留意することが必要です。

※大規模盛土造成地マップは、大規模地震発生時において滑動崩落等の被害が発生した盛土造成地の実態を踏まえて、安全性を確認すべき盛土を示したものであって、直ちに危険性のある盛土造成地を示したものではありません。

他にも、地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) で
昔の航空写真と見比べる方法や、
自宅ができる頃から近所に住んでいる人に
聞いてみる方法もあるよ。



土を盛るのが好きなモグラの子
“モリオくん”

また、今後、都道府県や市による規制区域内の既存盛土の分布状況に関する調査結果についても、それぞれのウェブサイト等で公表される予定です。

盛土規制法に関する情報は、以下のウェブサイトをご覧ください

国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>
農林水産省 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html>
林 野 庁 <https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html>



国土交通省



農林水産省



林野庁

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項				
件 名	浜松市のみちづくり計画（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	○背景 ・ 現行の「浜松市のみちづくり計画」は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間を計画期間としている。 ・ 近年、自然災害が激甚化・頻発化していることや、人身交通事故件数ワースト 1 からの脱却が急務であること、橋梁など膨大な道路施設の予防保全型維持管理への本格転換が必要であることなど、道路を取り巻く環境の変化へ柔軟に対応するとともに、令和 7 年度から開始される「浜松市総合計画次期基本計画」と整合を図るために、令和 8 年度までの計画期間となっている現行計画を 2 年前倒して見直し・更新するものである。 ○経緯 ・ 学識経験者や関係機関で構成する有識者から意見を聴取した。 ・ 庁内関係課長級で構成する庁内検討会において計画（案）の検討を行った。				
対象の区協議会	全ての地域分科会・天竜区協議会				
内 容	計画（案）について説明するもの。 計画期間：令和 7 年度から令和 16 年度まで（10 年） 内 容： （1）計画の概要 （2）現状と課題 （3）浜松市の将来像・関連計画 （4）市民ニーズ （5）みちづくりの方向性 （6）みちづくりの基本方針 （7）道路整備プログラム なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	・ 意見募集期間 ： 令和 6 年 10 月 25 日（金） ～ 令和 6 年 11 月 25 日（月） ・ 市の考え方公表： 令和 7 年 2 月予定 ・ 浜松市議会へ議案提出： 令和 7 年 2 月予定				
担当課	道路企画課	担当者	深谷 巡	電話	053-457-2427

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市のみちづくり計画（案）について

浜松市 土木部 道路企画課

現行の浜松市のみちづくり計画について

■ 現行計画の計画期間

- 目標年次：令和 8年度
- 計画期間：平成29年度から令和 8年度までの10年間

■ 現行計画の基本方針

基本方針①

拠点間を移動しやすいみちづくり

拠点間を円滑に移動することで、交流人口の拡大や地元産業の強化につながり、住みよいまちをつくれます！

高速道路等 I Cアクセス道路の整備や幹線道路（国県市道、都市計画道路）の整備 など

基本方針②

にぎわい・魅力を高めるみちづくり

景観や回遊性、ユニバーサルデザインを推進します！

自転車走行空間の整備や天竜川駅前広場などの公共交通の利便性向上に資する道路環境の整備 など

基本方針③

安全・安心なみちづくり

交通事故から市民を守ります！

通学路や生活道路、幹線道路における交通安全対策や交通安全啓発活動 など

基本方針④

災害に強いみちづくり

大規模自然災害から市民を守ります！

橋梁の耐震化や道路斜面对策

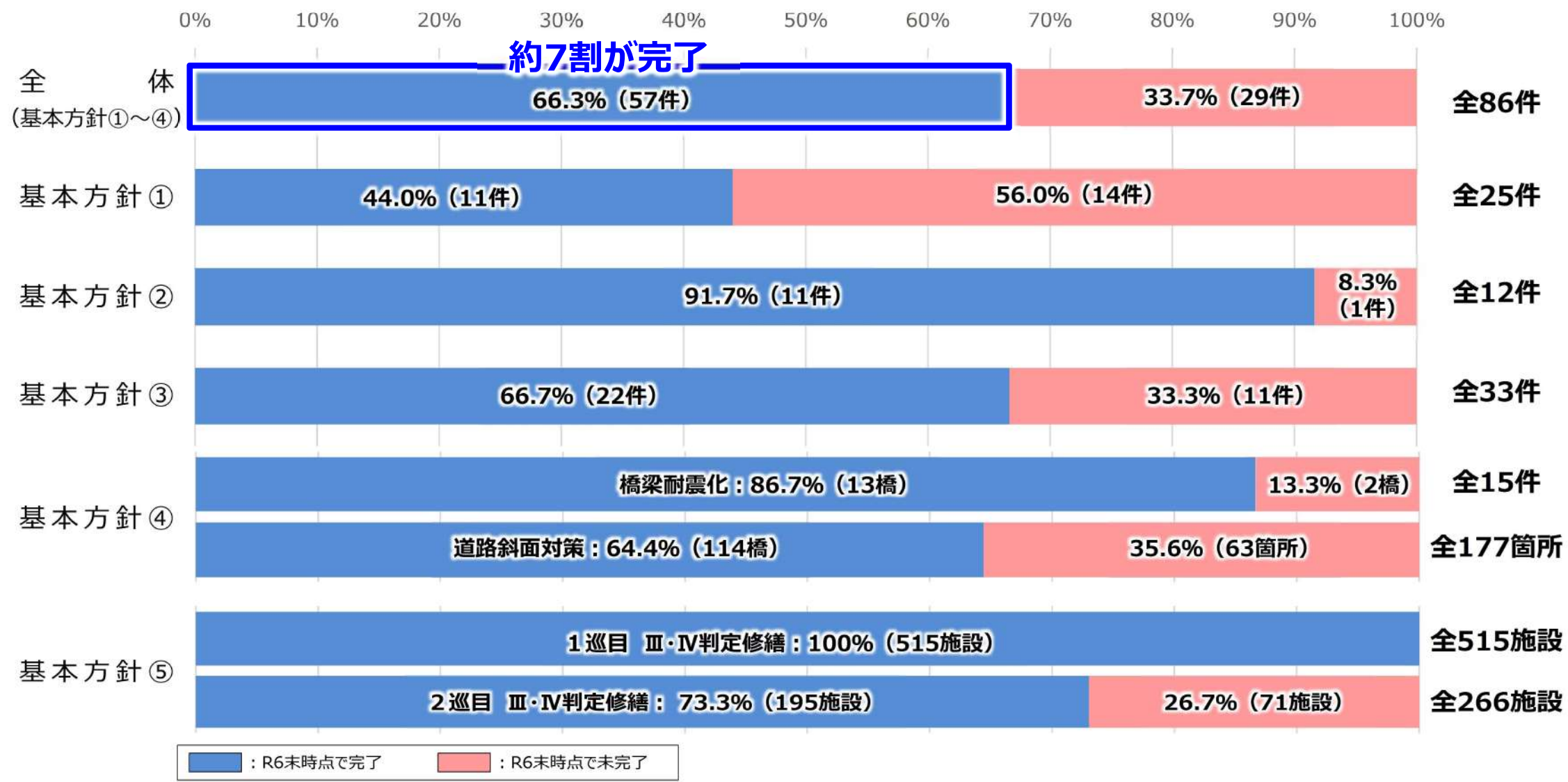
基本方針⑤

道路施設の適切な維持管理

多くの道路施設を大切に保ちます！

橋梁やトンネルなどの道路施設の維持管理や市民協働による身近な道路の維持管理 など

■ 現行計画の進捗状況（令和 6 年度末時点想定）



※進捗率は、道路整備プログラムに掲載されている件数ベース（基本方針④の道路斜面对策は1件換算）
 全体は基本方針①～④の集計
 基本方針⑤については、点検によりⅢ・Ⅳ判定となった施設の修繕率（1巡目点検と2巡目点検）

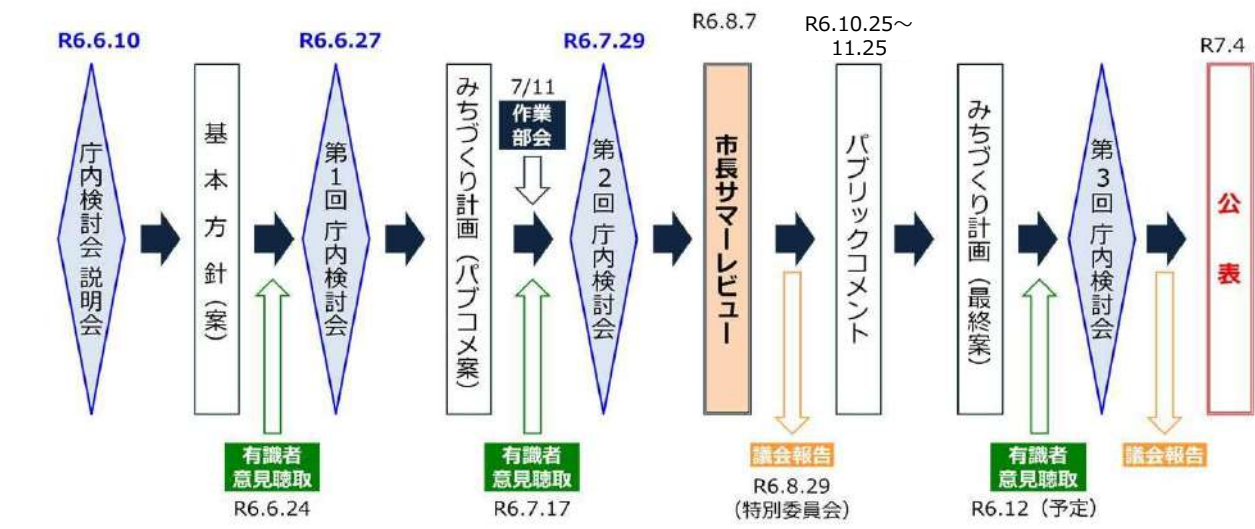
次期浜松市のみちづくり計画の策定方針

計画期間

- 現行計画（第2期計画）の計画期間
 - 目標年次：令和 8年度
 - 計画期間：平成29年度から令和 8年度までの10年間
- 次期計画（第3期計画）の計画期間
 - 目標年次：令和16年
 - 計画期間：令和 7年度から令和16年度までの10年間



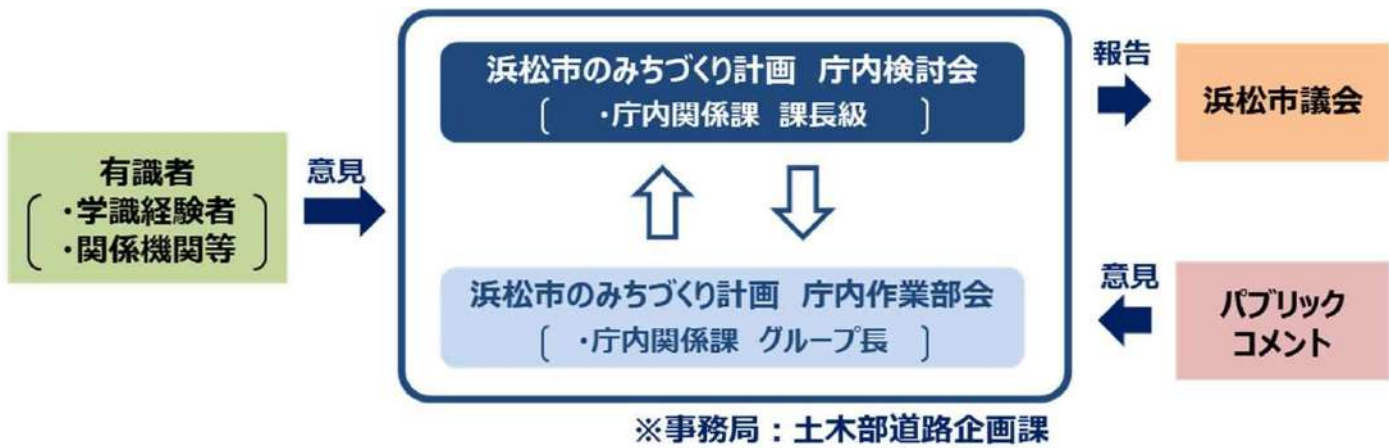
検討スケジュール



＜参考：総合計画次期基本計画策定スケジュール＞

	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
計画策定							
パブリックコメント							
議会			★（素案）		★（最終案）	★（議案）	★（議決）

検討体制



○庁内検討会構成員

区分	所属等	
会長	土木部 道路企画課長	
会員	危機管理監 危機管理課長	環境部 環境政策課長
	企画調整部 企画課長	産業部 産業振興課長
	財務部 財政課長	土木部 道路保全課長
	財務部 アセットマネジメント推進課長	土木部 道路企画課 交通安全対策担当課長
	都市整備部 都市計画課長	土木部 道路保全課 土木管理担当課長
	都市整備部 交通政策課長	土木部 中央土木整備事務所長
	都市整備部 市街地整備課長	土木部 浜名土木整備事務所長
	学校教育部 健康安全課長	土木部 天竜土木整備事務所長

○学識経験者

区分	所属等	氏名
学識経験者	埼玉大学大学院 理工学研究所 名誉教授	久保田 尚
	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授	杉木 直
	静岡理工科大学 土木工学科 准教授	松本 美紀

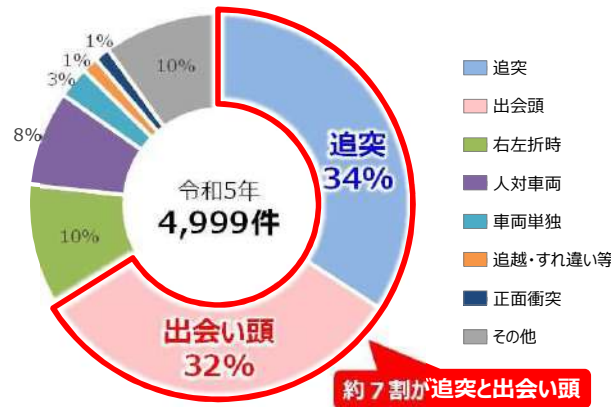
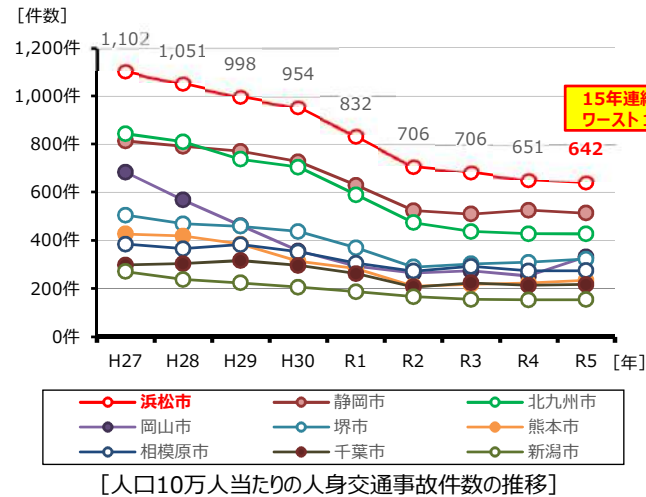
○関係機関等

区分	所属等	氏名
経済界	浜松商工会議所 運輸部会長	高橋 満敬
市民代表	浜松市自治会連合会 副会長（生活部会担当）	佐藤 元久
関係機関	国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所長	白井 宏明
	静岡県 交通基盤部 道路局 道路企画課長	松岡 宏典
	中日本高速道路株式会社 浜松保全サービスセンター所長	尾高 寛信

< 31 >

次期浜松市のみちづくり計画（案）【概要版】 計画期間：令和7年度～令和16年度（10年間）

＜浜松市の交通事故の特性＞



- 政令指定都市人口10万人当たりの人身交通事故件数は、依然として、ワースト1が継続しており、脱却が急務
- 「追突」と「出会い頭」による事故が、全体の約7割を占めている

＜浜松市の災害に関する特性＞



＜浜松市の維持管理に関する特性＞

○5年に1回の定期点検が義務付けられている施設

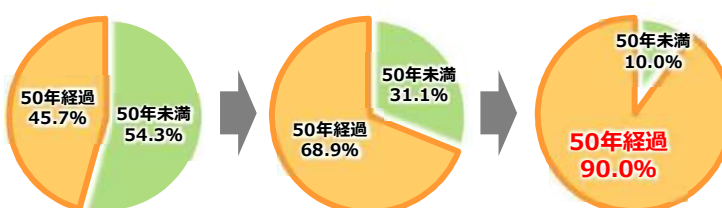
- ・道路 橋：5,779橋（政令市中 第2位）
- ・トンネル：46箇所（政令市中 第2位）
- ・シールド：20箇所（政令市中 第1位）
- ・大型カルバート：9箇所
- ・門型標識等：14基
- ・横断歩道橋：53橋

○その他の管理施設

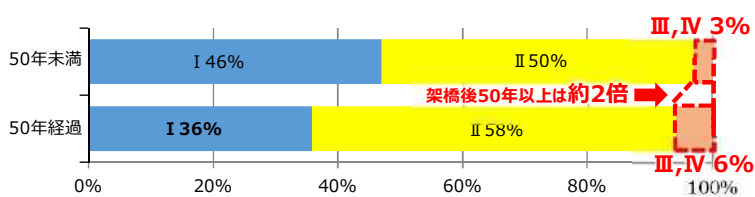
- ・道路（舗装）：7,306km（政令市中 第2位）
- ・特定道路土工構造物：521箇所

- 浜松市は橋梁等の道路施設のほかに舗装や特定道路土工構造物（斜面）など、膨大な道路施設を有する
- 長寿命化やコスト削減に向けて、損傷が軽微なうちに修繕する「予防保全型」の維持管理への本格転換が必要

現在（2023年） 10年後（2033年） 20年後（2043年）



【道路橋の建設年次について】



【建設から50年以上経過した道路橋の健全性について】

■みちづくりの方向性

【災害に強いみちづくり】

①災害に強い道路ネットワークの構築と機能強化（つくり・まもる）

- 東西道路の基軸である東名高速道路や新東名高速道路、南北道路の基軸である三遠南信自動車道、国道1号浜松バイパスなどの整備促進による災害時の高次医療施設への搬送や物資輸送等の支援活動、復旧・復興を支援する広域道路ネットワークの確保
- 東名高速道路と新東名高速道路、災害時の広域物資輸送拠点等を連絡する（主）天竜浜松線や（主）浜松環状線などの緊急輸送道路等の整備を推進
- リダンダンシーの観点を踏まえ、緊急輸送道路等の橋梁耐震化や無電柱化、国道152号・362号等の道路斜面対策による災害に強い道路ネットワーク機能の強化

②被災後の迅速な復旧・復興に向けた道路啓開（まもる）

- 被災後は、市民生活の再建を一番に考えながら、復旧の優先度を確認しつつ、早期に復旧するために、令和6年能登半島地震の状況などを踏まえた道路啓開の計画を策定

【人身交通事故件数ワースト1からの脱却】

⑥ハード・ソフト両面の対策による交通事故の削減（まもる）

- ゾーン30プラスなど生活道路における速度抑制等の交通安全対策を推進
- 主に幹線道路における事故多発交差点や事故危険箇所の対策により追突事故防止等の対策を推進
- AIを活用した事故のリスクが高い箇所の交通安全対策の検討と危険度予測箇所マップによる啓発
- 浜松市通学路交通安全プログラムに基づく、通学路の安全対策を推進
- 自転車関連事故の削減に向けた自転車通行空間の整備を推進
- 啓発活動による市民全体の交通安全意識の向上
- 誰もが移動しやすいみちづくりのためユニバーサルデザイン化を推進

【社会の基盤となるみちづくり】

③都市機能を維持する道路（つかい・つくり）

- 都市機能が集積した複数の拠点や生活拠点などをつなぐ、拠点間道路ネットワークを形成する道路整備を推進
- 三遠南信自動車道や浜松湖西豊橋道路、国道1号浜松バイパス（長鶴～中田島）など、物流の効率化や速達性向上、観光エリアの連絡性向上など、広域連携に資する高規格道路ネットワークの整備を促進
- 産業エリアから高速道路ICへのアクセス性向上や観光地間の回遊など、各拠点間の円滑な移動を支える道路整備を推進

⑤地域交通の円滑化に資する道路（つかい・つくり）

- 環状・放射機能を有する都市計画道路などの道路ネットワークを形成する道路整備を推進
- 渋滞の緩和によるバスの定時性確保、駅などの交通結節点へのアクセス性向上による公共交通の利用促進に資する道路整備を推進し、自動車の排気ガス抑制（CO2排出量の削減）によるカーボンニュートラルを推進

【道路施設の維持管理】

⑦持続可能な道路施設の維持管理（まもる）

- 橋梁等の道路施設における予防保全型維持管理への本格転換
- 舗装や特定道路土工構造物などの適切な維持管理
- DXなど新技術を活用した維持管理によるコスト削減
- 地域要望や「土木スマホ通報システム いっちゃお！」などの市民ニーズに応える維持管理
- 「道路愛護活動」など市民協働の維持管理の推進

【地域のにぎわい】

⑧にぎわいのある道路空間（つかい）

- 鉄道駅へのアクセス性向上など、公共交通の利便性向上に資する都市計画道路等の道路環境整備を推進
- 歩行者が道路に親しみを感じ、回遊しやすい「歩きやすく・つかいやすい」みちづくり
- 市街地における放置自転車対策や繁茂する街路樹の剪定など適正な管理により道路環境や景観性を向上
- まちなかや観光地間などの回遊性の向上につながる自転車通行空間の整備を推進
- 道の駅の活用や拡大による、にぎわいの創出

■ みちづくりの基本方針

現状・課題	
a. 人口減少や少子高齢化の加速	P4
b. 主要都市から市内の生活拠点等を効率的に結ぶ道路	P4
c. 地域産業の更なる活性化や産業競争力の強化	P5
d. 多種多様な観光資源	P7
e. 自動車への依存度が高く公共交通の利用が少ない	P9
f. 放射道路への交通集中による渋滞	P9
g. 人身交通事故ワースト1からの脱却	P11～14
h. 自然災害の激甚化・頻発化	P15
i. 発生が予測される南海トラフ巨大地震	P15
j. 膨大な道路施設の管理	P17
k. 道路施設の長寿命化・コスト削減	P17

将来像	
【浜松市総合計画】	
■ 基本構想＜都市の将来像＞	
・ 市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」	
■ 基本計画（案）＜まちづくりの基本理念＞	P19
・ 未来へ向けた持続可能なまちづくり	
・ 幸福が実感できる豊かな暮らしの実現	
・ 活力ある地域経済の振興	
・ 共助型社会の構築	
・ にぎわいと魅力の創造	
・ 拠点ネットワーク型都市構造の形成	
【浜松市都市計画マスタープラン】	
・ コンパクトで暮らしやすい持続可能な都市づくり	
・ 多様な産業・資源を活かした都市活力の持続・向上を支える都市づくり	P19
・ 創造都市の顔である都心の再生に向けた都市づくり	
・ 安全・安心な災害に強い都市づくり	
【浜松市総合交通計画】	
・ 日ごろの市民生活における移動が手軽な「くらし」	
・ 活発な産業・経済活動に支えられた豊かな「くらし」	P20
・ 交流や観光が盛んなにぎわいある「くらし」	
・ 災害に強く、交通事故の無い安全・安心な「くらし」	

市民ニーズ	
・ 維持管理に関する要望が、最も多い	
・ 天竜区では「防災・耐震」に対する関心が高い	
・ 災害に強い道路整備に対するニーズが高い	
・ 市内の道路の渋滞・混雑に対するニーズが高い	P21・22
・ 自転車や歩行者の安全・快適に対するニーズが高い	
・ 「道路清掃・除草等」や「道路補修」など日常生活における快適性への関心が高い	

【方向性】

①災害に強い道路ネットワークの構築と機能強化（つくり・まもる）

現状・課題：h, i P23, 24

②被災後の迅速な復旧に向けた道路啓開（まもる）

現状・課題：h, i P23, 24

③都市機能を維持する道路（つかい・つくり）

現状・課題：a, b P25, 26

④経済・産業力の強化を支援（つかい・つくり）

現状・課題：c, d P25, 26

⑤地域交通の円滑化に資する道路（つかい・つくり）

現状・課題：e, f P25, 26

⑥ハード・ソフト両面の対策による交通事故の削減（まもる）

現状・課題：g P27, 28

⑦持続可能な道路施設の維持管理（まもる）

現状・課題：j, k P29, 30

⑧にぎわいのある道路空間（つかい）

現状・課題：d P31, 32

「みちづくり」の基本方針

基本方針1 災害に強い道路ネットワーク機能の強化

◆ 激甚化・頻発化している自然災害や特に発生が予想される南海トラフ巨大地震から市民の命と暮らしを守るため、広域道路ネットワークの整備促進とともに、緊急輸送道路等の整備や既存道路の強靱化により、災害に強い道路ネットワーク機能の強化を図ります。

基本方針2 経済・産業の発展に寄与するみちづくり

◆ 拠点ネットワーク型都市構造を形成する拠点間の移動のしやすさを確保すること、また各拠点と高速道路ICを結び高速道路を使いやすくすることで、市民の円滑な移動、経済活動の活性化や観光交流の促進を図ります。

◆ 環状・放射道路の整備により交通渋滞を緩和し、市中心部等の交通の整流化を図り、公共交通の利用促進を支援するとともに、自動車排気ガス抑制（CO2排出量の削減）によるカーボンニュートラルを推進します。

基本方針3 すべての人にとって安全・安心なみちづくり

◆ 人身交通事故件数ワースト1の脱却に向け、ハード・ソフト一体となり、生活道路の「ゾーン30プラス」による速度抑制対策や、幹線道路の追突防止対策等の交通安全対策を着実に実施します。

◆ 特に通学路では通学路交通安全プログラムに基づき、地域や関係機関と連携して、交通安全対策を推進することにより、交通事故から子どもを守ります。

◆ 誰もが移動しやすいみちづくりのためユニバーサルデザイン化を推進します。

基本方針4 計画的な道路施設の維持管理

◆ 橋梁など多数の道路施設の老朽化対策を計画的かつ着実に実施し、トータルコスト削減に向けて、損傷が軽微なうちに修繕を行う予防保全型の維持管理へ本格転換をします。

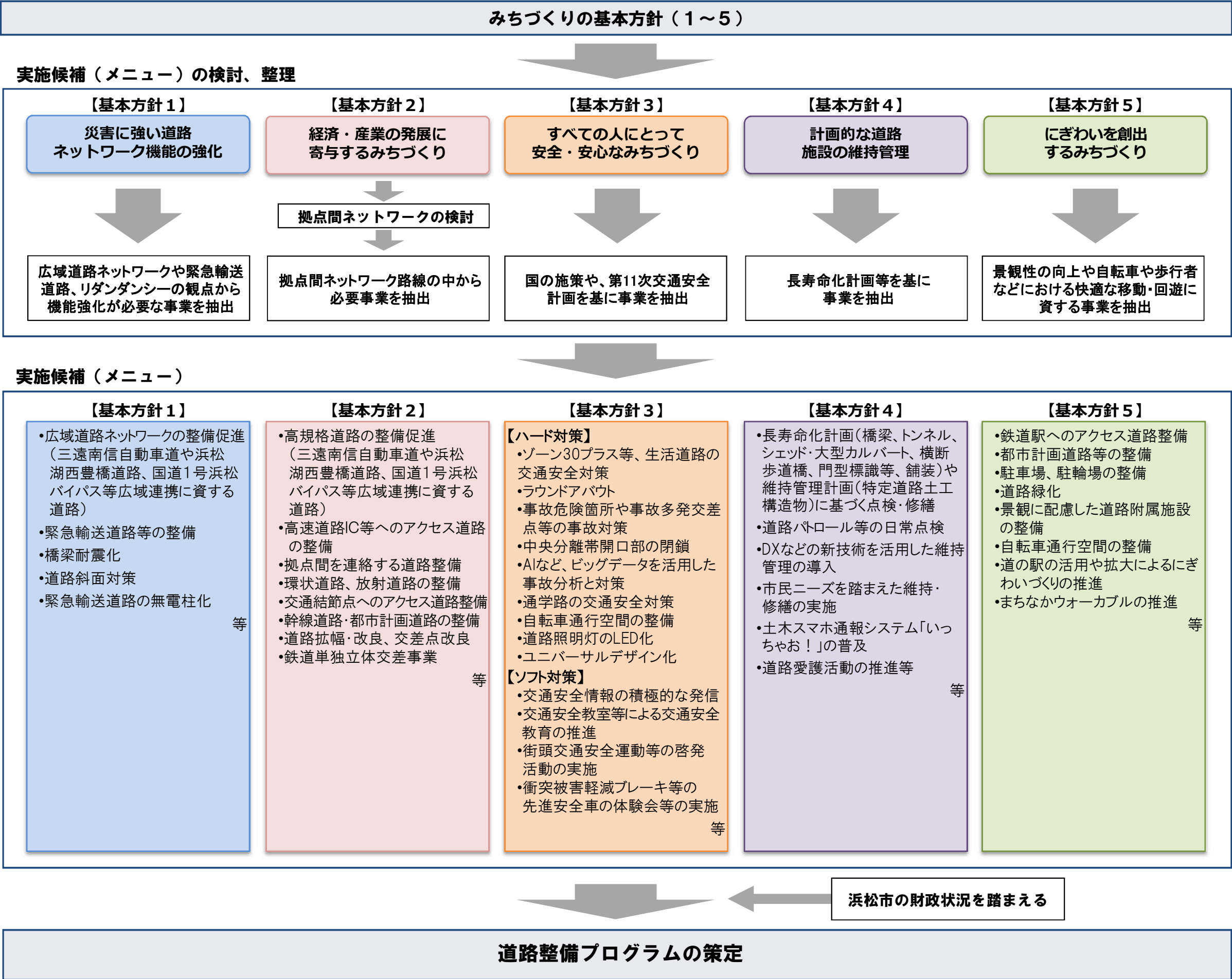
◆ 地域要望や「いっちゃお！」（通報）などの市民ニーズに応えるとともに、道路愛護活動など市民協働の維持管理を行います。

基本方針5 にぎわいを創出するみちづくり

◆ 鉄道駅へのアクセス性向上や歩行者・自転車利用者等、誰もが安全で快適に移動・回遊しやすい「みちづくり」を推進します

◆ 市街地の放置自転車対策の推進、繁茂する街路樹の適正な管理により、道路の通行環境や景観性を向上し、住みやすく、にぎわいがある道路環境を創出します。

■ 道路整備プログラム



第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項								
件 名	令和 7 年度以降の区政運営方針における将来像のたたき台について								
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	○背景 区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たっての基本的な方針、区の実施課題等を区政運営方針として毎年度公表している。								
対象の区協議会	中央区協議会（西地域分科会）								
内 容	令和 7 年度以降の区政運営方針における将来像のたたき台について意見を伺うもの。 令和 7 年度以降の区政運営方針は、区再編を契機として次のとおりの策定方針とすることとなった。 ・「将来像」及び「基本方針」の 2 項目で構成する。 ・区単位で作成し、地域（旧区）ごとの主要事業等を記載する。 上記方針を第 1 回代表会で協議した結果を受け、各地域分科会で委員より「将来像」に関する意見を募集、協議を行った。 については、各地域分科会で挙げられた「中央区全体の特性や理想像を表すキーワード等」、また代表会及び地域分科会での協議の結果を踏まえ、区振興課及び行政センターで作成した「将来像」のたたき台について意見を伺うもの。 （補足） 「将来像」 ……「キャッチフレーズ」及び「10 年後の目指す姿」で構成 「基本方針」 ……従来の「基本方針」及び「まちづくりの柱」を統合								
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	○今後の主な予定 <table border="0"> <tr> <td>令和 6 年 9 月</td><td>区振興課、行政センターで作成した「将来像」のたたき台を分科会で協議</td></tr> <tr> <td>令和 6 年 10 月</td><td>分科会での協議結果を踏まえた「将来像」のたたき台を代表会で協議</td></tr> <tr> <td>令和 6 年 10 月～ 令和 7 年 3 月</td><td>区振興課、行政センターで全体の素案を作成、随時代表会及び分科会で協議</td></tr> <tr> <td>令和 7 年 4、5 月</td><td>「将来像」と併せ令和 7 年度中央区区政運営方針を代表会及び分科会で報告公表</td></tr> </table>	令和 6 年 9 月	区振興課、行政センターで作成した「将来像」のたたき台を分科会で協議	令和 6 年 10 月	分科会での協議結果を踏まえた「将来像」のたたき台を代表会で協議	令和 6 年 10 月～ 令和 7 年 3 月	区振興課、行政センターで全体の素案を作成、随時代表会及び分科会で協議	令和 7 年 4、5 月	「将来像」と併せ令和 7 年度中央区区政運営方針を代表会及び分科会で報告公表
令和 6 年 9 月	区振興課、行政センターで作成した「将来像」のたたき台を分科会で協議								
令和 6 年 10 月	分科会での協議結果を踏まえた「将来像」のたたき台を代表会で協議								
令和 6 年 10 月～ 令和 7 年 3 月	区振興課、行政センターで全体の素案を作成、随時代表会及び分科会で協議								
令和 7 年 4、5 月	「将来像」と併せ令和 7 年度中央区区政運営方針を代表会及び分科会で報告公表								
担当課	中央区区振興課								

各地域分科会における主な意見

No.	質問・意見
1	「ユーフォリア」という単語について調べたが、一時的で過度な多幸感という意味もあった。複数の意味や訳を持つのはわかるが、曲解される可能性がある言葉の使用は避けた方がいいのではないか。
2	外来語では伝わりづらい世代もいる。できれば馴染みのある日本語で表現してもらいたい。
3	若者にも関心を持ってもらうために外来語で表現したとの説明だったが、若者＝外来語を好むとは限らないと思う。
4	「ユーフォリア」のような補足説明が必要な言葉は、広く公表していくキャッチフレーズに向かないと思う。
5	一般的ではない外来語より、シンプルで直感的に伝わるわかりやすい言葉にした方がいいと思う。
6	各地域の意見をうまくまとめて「ユーフォリア」という言葉で表現してくれたが、もう少しわかりやすい言葉の方がいいと思う。
7	「ユーフォリア」という単語は、まだ世間に広く浸透しているとは言えないと思うが、これを広めていくという意味もあるのではないかな。
8	説明資料の「10年後の目指す姿」欄の2段落目にある「～場合は融和」という言い回しがわかりにくい。
9	説明資料の「代表会、地域分科会でのキーワードや意見（抜粋）」欄の（意見）2ポツ目にある「差別化」という言葉は誤解を招く可能性がある。

(新)

令和7年度以降の区政運営方針における将来像のたたき台について

中央区・区振興課

東行政センター

西行政センター

南行政センター

キャッチフレーズ	中央区 調和と融和で紡ぐ 豊かな暮らしの輪
10年後の 目指す姿	中央区は、商業施設や官公庁などの都市機能に加え、豊かな自然や景勝地、観光資源、世界に誇る産業など多彩な魅力を持っています。 それぞれの地域でこれまで育まれた様々な魅力を引き続き大切にし調和していくことや、さらに、混ざり合うことで区全体としての相乗効果が期待できる場合は融和しながら、安全・安心でだれもが輝き豊かで暮らしやすく、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるまちを目指します。
理由	代表会、地域分科会でのキーワードや意見（抜粋）
	（キーワード） ・地域の個性が輝く、融和と連携、魅力多彩、個性的、多様な地域性 ・安全・安心、だれもが暮らし（住み）やすい、活気がある、幸福感増大 ・子育てがしやすい、若者が集まる、思いやり、赤ちゃんからお年寄りまで（意見） ・中央区の独自性は、文化・産業・都市・自然等の多様性が調和することである ・浜名区や天竜区、また市全体とも重ならない中央区の独自性がある将来像にしてほしい
	意見を受けての検討
・「調和」は『尊重し合い共存すること』を意味し、「融和」は『混ざって融けて調和し共有すること』を意味する。中央区における各地域の多彩な特長や魅力を引き続き大切に「調和」していくことや、さらに、混ざり合うことで区全体としての相乗効果が期待できる場合は「融和」を意識し、区全体も地域も輝くまちを目指す。 ・浜松市総合計画の次期基本計画は、ウェルビーイング（身体的、精神的、社会的に良好な状態）の視点を取り入れており、一人ひとりが幸福を実感できることを目指している。「暮らし（住み）やすい」、「安心できる」、「活気がある」等の意見は、幸福感との相互の因果関係にある。 ・多彩な特長や魅力が「調和」・「融和」（英訳：harmony）することで、一人ひとりの暮らしが充実し幸福感に満たされることを豊かな暮らしと表現し、それが区再編を受けての中央区として目指す将来像であると考え。 ・上記抜粋以外にも、区政において重要なキーワードや意見を多くいただいたため、それを踏まえ基本方針を検討していく。	

(旧)

令和7年度以降の区政運営方針における将来像のたたき台について

中央区・区振興課

東行政センター

西行政センター

南行政センター

キャッチフレーズ	中央区 調和と融和で紡ぐ ユーフォリアの輪
10年後の 目指す姿	中央区は、商業施設や官公庁などの都市機能に加え、豊かな自然や景勝地、観光資源、世界に誇る産業など多彩な魅力を持っています。 それぞれの地域でこれまで育まれた様々な魅力を引き続き大切にし調和していくことや、さらに、混ざり合うことで区全体としての相乗効果が期待できる場合は融和しながら、安全・安心でだれもが輝き暮らしやすく、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるまちを目指します。
理由	代表会、地域分科会でのキーワードや意見（抜粋）
	（キーワード） ・地域の個性が輝く、融和と連携、魅力多彩、個性的、多様な地域性 ・安全・安心、だれもが暮らし（住み）やすい、活気がある、幸福感増大 ・子育てがしやすい、若者が集まる、思いやり、赤ちゃんからお年寄りまで（意見） ・中央区の独自性は、文化・産業・都市・自然等の多様性が調和することである ・浜名区や天竜区、また市全体とも差別化された中央区の独自性がある将来像にしてほしい
	意見を受けての検討
理由	・「調和」は『尊重し合い共存すること』を意味し、「融和」は『混ざって融けて調和し共有すること』を意味する。中央区における各地域の多彩な特長や魅力を引き続き大切に「調和」していくことや、さらに、混ざり合うことで区全体としての相乗効果が期待できる場合は「融和」を意識し、区全体も地域も輝くまちを目指す。 ・浜松市総合計画の次期基本計画は、ウェルビーイング（身体的、精神的、社会的に良好な状態）の視点を取り入れており、一人ひとりが幸福を実感できることを目指している。「暮らし（住み）やすい」、「安心できる」、「活気がある」等の意見は、幸福感との相互の因果関係にある。 ・多彩な特長や魅力が「調和」・「融和」（英訳：harmony）することで、ユーフォリア（多幸感、幸福感≒ウェルビーイング）を充実させることが、区再編を受けての中央区として目指す将来像であると考えます。 ・上記抜粋以外にも、区政において重要なキーワードや意見を多くいただいたため、それを踏まえ基本方針を検討していく。

区 協 議 会

区 分	□諮問事項	■協議事項	□報告事項		
件 名	地域力向上事業「協働センター等を核とした地域課題解決事業」の実施について				
事業の概要	1 「協働センター等を核とした地域課題解決事業」について 支所、協働センター、及びふれあいセンターにおいて、地域の課題を解決するため、地域団体等との協働によって実施する事業 (浜松市地域力向上事業実施要綱 第3条 (4)) 2 本年度実施事業 ※5月1日の西地域分科会で意見聴取 (1) 花博記念青少年健全育成事業 【実施済】 (2) 「有機フッ素化合物を正しく知る講演会」開催事業 【実施済】 (3) 「出張！紙芝居公演」事業 【実施済】 (4) 和地コミュニティ次世代継承事業 ～ 和地小学校150周年記念 ～ 【実施中】 (5) 伊佐見地区3世代交流ボッチャ大会開催事業 【来年度以降に延期】				
対象の区協議会	中央区協議会（西地域分科会）				
内 容	新たに次の事業につきご意見をお伺いするものです。 「和リンピック 2024」開催事業 1 事業目的 コロナ禍等により実施困難となっていた「和地地区町民スポーツ大会」に代わり、当事業を開催することで、地域住民のコミュニティ醸成を図り、災害時などに求められる「共助」に繋げる。 2 事業内容 和地地区住民を対象とした「グラウンドゴルフ」と「ボッチャ」大会の実施。 3 実施時期 令和6年10月27日(日)【予備日：11月24日(日)】 4 実施場所 和地協働センター体育館及び和地小学校グラウンド 5 予算額 30万円 6 実施方法 (社団)和地地区コミュニティ協議会に委託し、実施。				
備 考	<浜松市地域力向上事業実施要綱（抜粋）> 第8条 3 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業及び協働センター等を核とした地域課題解決事業は、<u>区協議会等に意見を求め、その意見を踏まえて実施するものとする。</u>				
担当課	西行政センター	担当者	小泉 貴浩	電話	597-1112

令和6年度

新型コロナウイルス ワクチンの接種費用 一部助成のお知らせ



【助成対象者】

浜松市に住民登録があり、以下の①②のどちらかに該当する方

資料 6

- ① 接種当日に**65歳以上**の方
- ② 接種当日に60歳以上65歳未満で
心臓・腎臓・呼吸器または免疫機能に重い障がいがあり
身体障害者手帳などで確認ができる方

【持ち物】

対象者①の方：接種券、住所と年齢が確認できるもの（マイナンバーカードなど）
対象者②の方：障がいの程度が確認できるもの（身体障害者手帳など）
無料の対象者：「自己負担 無」の接種券

【接種期間】 **令和6年10月1日 ～ 令和7年3月31日まで**

【接種回数】 **1回** ※期間中1回のみ以下の費用で接種できます。
2回目以降は全額自己負担となります。

【自己負担額】 **3,260円** （※対象者のうち、以下の(1)か(2)に該当する方は無料）
(1) 生活保護受給世帯の方：市から「自己負担 無」の接種券を送付します。
(2) 市民税非課税世帯の方：接種前の申請により、「自己負担 無」の接種券を発行します。
接種後の払戻しはできません。

【接種場所】 浜松市内の**委託医療機関**
※市HPで確認できます。事前に医療機関にご予約ください。

＜問い合わせ先＞ ご不明な点はお住まいの区の健康づくりセンターへお問い合わせください。

中央健康づくりセンター	中央区役所内	電話	053-457-2891
中央健康づくりセンター	東行政センター内	電話	053-424-0125
中央健康づくりセンター	西行政センター内	電話	053-597-1120
中央健康づくりセンター	南行政センター内	電話	053-425-1590
浜名健康づくりセンター	浜名区役所内	電話	053-585-1171
浜名健康づくりセンター	細江健康センター内	電話	053-523-3121
天竜健康づくりセンター	天竜保健福祉センター内	電話	053-925-3142

令和6年度

高齢者インフルエンザ ワクチンの接種費用 一部助成のお知らせ



【助成対象者】

浜松市に住民登録があり、以下の①②のどちらかに該当する方

- ① 接種当日に**65歳以上**の方
- ② 接種当日に60歳以上65歳未満で
心臓・腎臓・呼吸器または免疫機能に重い障がいがあり
身体障害者手帳などで確認ができる方

【持ち物】

対象者①の方：接種券、住所と年齢が確認できるもの（マイナンバーカードなど）

対象者②の方：障がいの程度が確認できるもの（身体障害者手帳など）

無料の対象者：「自己負担 無」の接種券

【接種期間】 **令和6年10月1日 ～ 令和7年1月31日まで**

※インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種するとより効果的です。

【接種回数】 **1回** ※期間中1回のみ以下の費用で接種できます。 2回目以降は全額自己負担となります。

【自己負担額】 **1,600円** （※対象者のうち、以下の(1)か(2)に該当する方は無料）

(1) 生活保護受給世帯の方：市から「自己負担 無」の接種券を送付します。

(2) 市民税非課税世帯の方：接種前の申請により、「自己負担 無」の接種券を発行します。
接種後の払戻しはできません。

【接種場所】 浜松市内の**委託医療機関**

※市HPで確認できます。事前に医療機関にご予約ください。

＜問い合わせ先＞ ご不明な点はお住まいの区の健康づくりセンターへお問い合わせください。

中央健康づくりセンター	中央区役所内	電話 053-457-2891
中央健康づくりセンター	東行政センター内	電話 053-424-0125
中央健康づくりセンター	西行政センター内	電話 053-597-1120
中央健康づくりセンター	南行政センター内	電話 053-425-1590
浜名健康づくりセンター	浜名区役所内	電話 053-585-1171
浜名健康づくりセンター	細江健康センター内	電話 053-523-3121
天竜健康づくりセンター	天竜保健福祉センター内	電話 053-925-3142